

目录

税务 Tax

- 关于境外投资者以分配利润直接投资税收减免政策的公告
- 关于互联网平台企业涉税信息报送规定

法务 Legal

- 中华人民共和国反不正当竞争法
- 外交部将试点签发电子附加证明书
- 外商投资企业境内投资信息报告试点

会计 Accounting

- 财政部关于公司法、外商投资法施行后有关财务处理问题的通知

近期热点 Recent Hotspots

- 有限合伙企业的利润分配金额是否可以超过账面未分配利润总额？
- 境内自然人收到关于对其近 3 年取得的境外所得进行纳税申报的通知，应如何应对？
- 2020 年以后，外商投资企业的投资总额不再要求进行备案，外商投资企业是否还可以投注差模式借用外债？企业应如何证明自己的投资总额？

目次

(下記の日本語訳は参考用とします。)

税務

- 海外投資家による配当利益の直接投資に対する税額控除政策に関する公告
- インターネットプラットフォーム企業の税金関連情報の報告送信に関する規定

法務

- 中華人民共和国反不正競争法
- 外交部は電子付加証明書の発行を試行
- 外商投資企業の国内投資情報報告試行

会計

- 財政部が会社法、外商投資法の施行後の財務処理問題に関する通知

トピックス

- 有限責任パートナー企業の利益分配額は、帳簿上の未分配利益総額を超えることは可能でしょうか？
- 境内居住自然人が、過去 3 年間に取得した境外所得に関する納税申告の通知を受けた場合、どのように対応すべきでしょうか？
- 2020 年以降、外商投資企業は投資総額に関する届出が不要となったが、引き続き「投注差」モードで外債を調達できるか？また、企業自身の投資総額をどのように証明すべきでしょうか？

税务 Tax

关于境外投资者以分配利润直接投资税收减免政策的公告

【发布单位】 财政部、税务总局、商务部
【发布文号】 财政部 税务总局 商务部公告
2025 年第 2 号
【发布日期】 2025 年 6 月 30 日
【实施日期】 2025 年 1 月 1 日

【Link】 https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202506/t20250630_3966887.htm

现就境外投资者以分配利润直接投资有关税收优惠政策公告如下：

- 2025 年 1 月 1 日至 2028 年 12 月 31 日期间，境外投资者以中国境内居民企业分配的利润用于境内直接投资符合以下条件的，可按投资额的 10% 抵免当年应纳税额，当年不足抵免的准予结转以后年度。若适用协定税率低于 10%，则按协定税率执行。
 - 1) 须为境内居民企业实际分配留存收益形成的股息、红利等权益性投资收益；
 - 2) 包括增资、新建、非关联方股权收购等权益性投资；
 - 3) 被投资企业所属产业需在《鼓励外商投资产业目录》的全国鼓励类范围内；
 - 4) 境外投资者需连续持有投资至少 60 个月；
 - 5) 现金支付需直接划转至被投资企业或股权转让方账户，不得在其他账户周转；非现金支付需直接转移资产所有权至被投资企业或股权转让方账户，不得由他人代持或临时持有；
- 可抵免的应纳税额为境外投资者从利润分配企业取得的股息红利、利息、特许权使用费等所得应缴纳的企业所得税。

税務

海外投資家による配当利益の直接投資に対する税額控除政策に関する公告

【公布部門】 財政部、税務総局、商務部
【公布文号】 財政部、税務総局、商務部公告
2025 年第 2 号
【公布日時】 2025 年 6 月 30 日
【施行日時】 2025 年 1 月 1 日

現在、海外投資家による配当利益の直接投資に対する税額控除政策に関する公告は下記の通りである、

- 2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの間、海外投資家が中国国内企業からの配当利益を用いて中国国内において直接投資を行い、以下の条件を満たす海外投資家により、投資額の 10% を当該年度の未払税額から控除することが可能となり、当期において、控除しきれない部分は、翌年度以降に繰り越すことができる。租税協定の税率が 10% 未満の場合、協定税率が適用される。
 - 1) 中国国内の居住企業が投資家に実際に分配した留保利益に基づく配当・利益などの権利性投資収益であること、
 - 2) 増資、新規設立、株式取得などの権利性投資を含む、
 - 3) 被投資企業が従事する産業が「外商投資奨励産業リスト」に掲載される全国的な外商投資奨励産業に該当すること、
 - 4) 海外投資家の国内再投資は、少なくとも 60 か月以上継続して保有されること、
 - 5) 現金で支払われる場合、関連資金は直接被投資企業または株式譲渡者の口座に振り込まれ、その他の口座で迂回してはならない。非現金で支払われる場合、関連資産の所有権は利益分配企業から直接被投資企業または株式譲渡者に移転され、その他の企業または個人が代わりに所有し、又は一時保有してはならない。
- 控除可能な未払税額は、海外投資家が利益分配企業から取得した配当利益、利子、特許権使用料等の所得により納付すべき企業所得税である。

• 投资收回的税务处理:

- 1) 投资满 5 年后收回: 收回投资对应的利润应在 7 日内向税务机关申报补缴递延税款, 再投资税收抵免结转余额可抵减应纳税款;
- 2) 投资不满 5 年收回: 除补缴递延税款外, 还需按比例调减抵免额度, 已使用额度超调减后额度的需在 7 日内补缴差额;
- 3) 收回投资包含已享受和未享受政策的投资: 视为先行处置已享受政策的投资。

• 境外投资者申请享受该政策及收回投资时, 均应通过被投资企业向所在地商务主管部门报送相关信息及凭证。

• 境外投资者享受本公告规定的税收抵免政策在 2028 年 12 月 31 日后仍有抵免余额的, 可继续享受至抵免余额为零为止。

• 2025 年 1 月 1 日至公告发布前发生的符合条件的投资, 可申请追补享受政策。

关于互联网平台企业涉税信息报送规定

- 【发布单位】 国务院、国家税务总局
 【发布文号】 国令第 810 号、国家税务总局公告 2025 年第 15 号和第 16 号
 【发布日期】 2025 年 6 月 23 日、2025 年 6 月 26 日
 【施行日期】 2025 年 6 月 23 日、2025 年 6 月 26 日、2025 年 10 月 1 日

【Link】 https://www.gov.cn/zhengce/content/202506/content_7029052.htm
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5241477/content.html>
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5241472/content.html>

国务院发布《关于互联网平台企业涉税信息报送规定》，要求互联网平台企业向其主管税务机关报送平台内经营者和从业人员的身份信息、收入信息等涉税信息。同时，国家税务总局亦

• 投資の回収に関する税務処理:

- 1) 投資期間が 5 年満了の場合、投資に関する利益を回収する場合、7 日以内に税務機関に申告し、繰り延べられた税額を追納する。再投資税額控除の繰り越し残高は、未払税額から控除可能である。
- 2) 投資期間が 5 年未満の場合、繰り延べられた税額を追納するほか、税額控除適用可能額を比例的に減額する。既に適用した税額控除額が調整後の控除可能額を超える場合、7 日以内に超過分を追納する。
- 3) 投資の回収に税額控除政策を適用済みと未適用の投資が混在する場合、適用済み分を優先的に処分すると見なされる。

• 海外投資家が本政策の適用を申請する場合、および投資を回収する場合、被投资企业を通じ、所在地の商務主管部门に対し、関連情報および証明書類を報告しなければならない

• 海外投資家が本公告に規定される税額控除政策を享受するにあたり、2028 年 12 月 31 日以降も控除残高が残っている場合、当該残高がゼロになるまで引き続き享受できる。

• 2025 年 1 月 1 日から公告発表前までに発生した、条件を満たす投資については、政策の遡及適用を申請できる。

インターネットプラットフォーム企業の税金関連情報の報告送信に関する規定

- 【公布部門】 國務院、國家稅務總局
 【公布文号】 国令第 810 号、國家稅務總局公告 2025 年第 15 号と第 16 号
 【公布日時】 2025 年 6 月 23 日、2025 年 6 月 26 日
 【施行日時】 2025 年 6 月 23 日、2025 年 6 月 26 日、2025 年 10 月 1 日

國務院は「インターネットプラットフォーム企業の税金関連情報報告規定」を公布し、インターネットプラットフォーム企業が、プラットフォームにおける経営者及び従業員の身分情報及び収入情報を税務当局に提出するこ

配套发布两项公告（2025 年第 15 号和第 16 号），细化明确该规定具体实施的操作要求。主要内容如下：

• 报送主体：

- 1) 明确境内、境外互联网平台企业均需报送涉税信息；
- 2) 境内互联网平台有多个运营主体的，由取得增值电信业务经营许可证或办理互联网信息服务备案的企业报送；如均无证也无备案的，由提供网络经营场所等营利性服务的企业报送；
- 3) 境外互联网平台企业在境内设立运营主体的，由取得增值电信业务经营许可证的境内企业报送；运营主体无证的，由为其提供服务的境内运营主体报送；未设立运营主体的，由其指定境内代理人报送。

• 报送内容和时间：

- 1) 基本信息报送：从事互联网经营业务或基本信息发生变化起 30 日内（首次报送时间为 2025 年 7 月 1 日至 30 日），应报送平台域名、业务类型、运营主体统一社会信用代码及名称等信息；
- 2) 涉税信息报送：每季度终了的次月内（首次报送时间为 2025 年 10 月 1 日至 31 日），应报送平台内经营者和从业人员（含网络主播及合作方）的身份信息及上季度收入信息。

• 报送方式：电子税务局、数据接口直连、税务机关提供的其他渠道。

• 互联网平台企业为平台内从业人员办理扣缴申报、代办申报时，适用以下税收政策，已

とを要求した。同時に、国家税務総局はこれに伴う 2 つの公告（2025 年第 15 号及び第 16 号）を公布し、この規定の具体的な実施に関する運営要件を細かく明確化した。主な内容は下記の通りである。

• 提出主体、

- 1) 国内・海外のインターネットプラットフォーム企業はいずれも、税務関連情報を提出する必要があることを明確化。
- 2) 国内のインターネットプラットフォームに複数の運営主体が存在する場合、増値電気通信業務経営許可証を取得した企業、またはインターネット情報サービス届出を実施した企業が提出する。いずれの許可・届出もない場合は、ネットワーク営業場所の提供など収益性サービスを提供する企業が提出する。
- 3) 海外のインターネットプラットフォーム企業が国内に運営主体を設立している場合、増値電気通信業務経営許可証を取得した国内企業が提出する。運営主体が許可証を保有しない場合は、当該企業にサービスを提供する国内運営主体が提出する。国内に運営主体を設立していない場合は、指定した国内代理人が提出する。

• 提出内容と時間

- 1) 基本情報の提出：インターネット経営業務に従事する企業、又は基本情報に変更が生じた企業は、変更発生から 30 日以内に（初提出期間は 2025 年 7 月 1 日から 30 日まで）プラットフォームドメイン名、業務タイプ、運営主体の統一社会信用コードおよび名称などの情報を提出する。
- 2) 税務関連情報の提出：毎四半期終了の翌月末までに（初提出期間は 2025 年 10 月 1 日から 31 日まで）、プラットフォーム内の経営者と従事者（ネット配信者及び協力業者を含む）の身分情報及び前期の収入情報を提出する。

• 提出方式：電子税务局、データインターフェース直接接続、税務機関が提供するその他の経路。

• インターネットプラットフォーム企業が、プラットフォーム内従業者に対し、源泉徴収申告、申告代行を行う

报送的涉税信息无需重复报送。

- 1) 增值税：从业人员（自然人）自平台内取得的服务收入，可享受小规模纳税人月度销售额 10 万元以下免征增值税的优惠，突破原起征点（按日次 500 元、月度 2 万元）限制。超 10 万部分由平台代办申报（非扣缴），按 1% 缴纳；
- 2) 个人所得税：按累计预扣法计算并预扣预缴税款，由原先适用 20%-40% 的三级累进预扣率，改为 3%-45% 的七级累进预扣率；
- 3) 企业所得税：平台企业可凭个税、增值税申报表及完税凭证作为扣除凭证，在税前扣除劳务报酬支出。

場合、以下の税務政策を適用し、提出済みの税務関連情報は重複提出不要とする。

- 1) 増値税：プラットフォーム内従業者（自然人）がプラットフォームから得たサービス収入について、小規模事業者向けの月間売上高 10 万元以下の増値税免除優遇を適用し、元課税最低限（日次 500 元、月間 2 万元）を撤廃する。10 万元を超えた部分はプラットフォームが申告代行（源泉徴収ではなく）し、1% の税率で納付する。
- 2) 個人所得税：累積課税方式による税額計算及び源泉徴収納付において、従来の 20%～40% の 3 段階累進税率から、3%～45% の 7 段階累進税率へ改定する。
- 3) 企業所得税：プラットフォーム企業は、個人所得税と増値税の申告書及び納税証明書を控除証明書として提出することで、労務報酬支出を税務上の損金算入することができる。

法务 Legal

中华人民共和国反不正当竞争法

- 【发布单位】 全国人民代表大会常务委员会
【发布日期】 2025 年 6 月 27 号
【施行日期】 2025 年 10 月 15 日

【Link】 http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202506/t20250627_446247.html

此次修订紧密贴合市场发展现状，直击当下竞争乱象，旨在营造公平竞争的市场环境。新法条文数从原法的 33 条增加至 41 条，主要修订内容如下：

- 完善不正当竞争行为相关规定。
 - 1) 完善混淆行为规定：将擅自使用他人有一定影响的新媒体账号、使用他人注册商标作为企业字号、将他人标识设为搜索关键词等行为认定为混淆行为，禁止帮助他人实施混淆行为；
 - 2) 细化传统不正当竞争行为：增加单位和个人不得收受贿赂规定；将误导对象扩展至消费者和其他经营者，规制刷单炒信行为；禁止随意变更有奖销售信息；禁止指使他人诋毁，扩展商业诋毁对象范

法务

中華人民共和國反不正競爭法

- 【公布部門】 全國人民代表大會常務委員會
【公布日時】 2025 年 6 月 27 日
【試行日時】 2025 年 10 月 15 日

今回の修正は市場発展の現状に密接に連動し、現在の競争秩序の乱象に直視し、公正な競争環境の構築を目的とする。新法の条文数は旧法の 33 条から 41 箇条に増加し、主な改正内容は以下の通りである。

- 不正競争行為に関する規定を改善した。
 - 1) 混同行為の規定の改善：一定の影響力のある他人のニューメディアのアカウントを無断使用し、他人の登録商標を企業名称として使用し、他人の標識を検索キーワードとして設定する等の行為を混同行為と認定し、他者が混同行為を実施することを支援してはならない。
 - 2) 従来の不正競争行為の細分化：個人及び団体による収賄行為の禁止規定を追加する。誤認の対象を消費者及び他の経営者に拡大し、虚偽の注文作成や信用操作行為を規制する。景品販売情報の随意な変更を禁止す

围；

3) 规范网络不正当竞争行为：禁止利用数据和算法等实施不正当竞争，禁止以不正当方式获取使用他人数据，禁止滥用平台规则进行虚假交易等；要求平台经营者应明确平台内公平竞争规则，建立不正当竞争举报投诉和纠纷处置机制，及时依法采取必要措施制止平台内经营者的不正当竞争行为；

4) 解决拖欠账款问题：禁止大型企业滥用优势地位拖欠中小企业账款，省级以上监督检查部门可依法查处。

- 完善监管与责任：新增约谈制度，明确民事赔偿计算方式，规定销售违法商品责任和受赠者法律责任等。同时，遵循过罚相当、处罚教育结合原则，丰富监管措施，合理调整处罚额度。

外交部将试点签发电子附加证明书

【发布单位】 外交部

【发布日期】 2025 年 6 月 17 日

【Link】 https://www.mfa.gov.cn/web/wjdt_674879/sjxw_674887/202506/t20250617_11651350.shtml

外交部作为我国签发《取消外国公文书认证要求的公约》规定的附加证明书的主管机关，将开始为我国境内出具的公文书签发电子附加证明书。

- 作为试点，将自 2025 年 6 月 18 日起，为中国国际贸易促进委员会出具的原产地证书签发电子附加证明书。
- 我国签发的电子附加证明书与实体附加证明书具有同等效力。电子附加证明书可通过外交部“领事认证/附加证明书在线核查系统”(<https://consular.mfa.gov.cn/VERIFY>) 在线核验。

外商投资企业境内投资信息报告试点

る。他人に誹謗中傷を指図する行為を禁止し、商業誹謗の対象範囲を拡大する。

3) インターネット不正競争行為の規制：データやアルゴリズム等を利用した不正競争行為の禁止、正な手段による他社データの取得・使用の禁止、プラットフォーム規則の濫用による虚偽取引の禁止等。プラットフォーム運営者に、プラットフォーム内における公正競争規則を明確に策定し、不正競争に関する通報・苦情対応および紛争処理メカニズムの構築、プラットフォーム内経営者の不正競争行為に対し、適時・法に基づき必要な措置を講じて制止することを要求する。

4) 未払い代金問題を解決：大企業は優越的地位の濫用に基づき中小企業への代金遅滞を禁止し、省級以上の監督検査部門は法に基づき調査、処分を行う権限がある。

- 監督管理と責任の改善：新説明聴取制度を導入し、民事賠償の算定方式を明確化、法令違反商品の販売責任及び収賄者への法的責任等を規定する。同時に「過罰相当の原則」と「処罰教育融合の原則」に従い、監督手段を多様化させ、処罰額を合理的に調整する。

外交部は電子付加証明書の発行を試行

【公布部門】 外交部

【公布日時】 2025 年 6 月 17 日

外交部は、中国における「外国における公文書の認証を要求することを廃止する条約」で定める電子付加証明書の発行主管機関として、国内で発行される公文书に対する電子付加証明書の発行を開始する

- 試行策として、2025 年 6 月 18 日から、中国国際貿易促進委員会が発行した原产地証明書に電子付加証明書を発行する予定である。
- 中国が発行する電子付加証明書は実際の付加証明書と同等の効力を有する。電子付加証明書は外交部の「領事認証/付加証明書オンライン検証システム」(<https://consular.mfa.gov.cn/VERIFY>) を通じてオンラインで確認することができる。

外商投資企業の国内投資情報報告試行

【发布单位】 商务部
【发布文号】 商务部公告 2025 年第 12 号
【发布日期】 2025 年 3 月 1 日
【施行日期】 2025 年 7 月 1 日

【公布部門】 商務部
【公布文号】 商務部公告 2025 年第 12 号
【公布日時】 2025 年 3 月 1 日
【施行日時】 2025 年 7 月 1 日

【Link】 https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9488f373a0d048b3a78b74477073efd8.html
<https://m.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/201912/20191202927046.shtml>

根据《外商投资信息报告办法》，商务部试点推进外商投资企业境内投资信息报告制度，主要内容如下：

- 外商投资企业在中国境内投资设立企业、对被投资企业增资或购买被投资企业投资者股权(不含多层次投资)时，应通过企业登记系统提交初始、变更报告，向商务主管部门报送投资信息。
- 本公告在外商投资企业现有的初始报告、变更报告、注销报告和年度报告的基础上，增加了境内再投资设立和变更报告义务。
- 外商投资企业境内投资信息报告将通过试点方式稳步推进，首批试点地区为江苏、上海、天津、辽宁、河北、湖南、陕西、重庆。

「外商投資情報報告弁法」に基づき、商務部は外商投資企業の国内投資情報報告制度の推進を試行する。主な内容は以下の通りである。

- 外商投資企業は、中国国内に企業を投資・設立し、被投資企業への増資または被投資企業の持分を取得する場合（多段階投資を除く）は、企業登記システムを通じ、初期報告、変更報告を提出し、商務主管部門に投資情報を報告しなければならない。
- 本公告は外商投資企業の既存する初期報告、変更報告、抹消報告と年度報告に加え、国内再投資の設立と変更に関する報告義務を追加する。
- 外商投資企業の国内投資情報報告は試行の方法で順次展開され、第一期試行地域は江蘇、上海、天津、遼寧、河北、湖南、陝西、重慶とする。

会计 Accounting

财政部关于公司法、外商投资法施行后有关财务处理问题的通知

【发布单位】 中华人民共和国财政部
【发布文号】 财资〔2025〕101 号
【发布日期】 2025 年 6 月 9 日

【Link】 https://zcgls.mof.gov.cn/zhengcefabu/202506/t20250625_3966569.htm

对于自 2024 年 7 月 1 日起施行的《公司法》，和自 2020 年 1 月 1 日起施行的《中华人民共和国外商投资法》中相关财务处理的问题，通知如下：

- 在公司法允许使用资本公积金弥补亏损的基础上，对弥补范围、时间和依据、程序等做出财务规范，分别为：
 - 1) 范围上将可弥补亏损的资本公积金限定为以下两类：“用货币，或实物、知识产权、土地使用权、股权、债权等可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产

會計

財政部が会社法、外商投資法の施行後の財務処理問題に関する通知

【公布部門】 中華人民共和國財政部
【公布文号】 財資〔2025〕101 号
【実行日時】 2025 年 6 月 9 日

2024 年 7 月 1 日から施行された「会社法」、2020 年 1 月 1 日から施行された「中華人民共和国外商投資法」の中の財務処理に関する問題の通知は以下の通りである。

- 「会社法」において積立金で欠損を補填できることを前提に、補填範囲、時間、エビデンス、プロセス等について財務規範を以下のように規定する。
 - 1) 欠損を補填できる積立金の範囲を以下の 2 種類に規定する:「通貨、又は現物、知的財産権、土地使用権、株式、債権など通貨で評価可能かつ法的に譲渡可能な非通貨財産

作价出资”，以及“以代为偿债、债务豁免方式，或者以货币、实物、知识产权、土地使用权捐赠的方式进行的资本性投入”。但属于特定股东专享或限定用途的资本公积金需取得权属方同意；属于附带条件导致增加的资本公积金数额可能出现变动的，需待数额固定后才能弥补亏损；

- 2) 明确时间和依据上：使用资本公积金弥补亏损的，应当以本公司经审计的上一年度（不早于 2024 年度）个别财务会计报表为依据，以期未未分配利润负数弥补至零为限；
- 3) 明确使用资本公积金弥补亏损的程序：应当形成董事会决议，提交股东会审议，股东会审议未通过的，公司不得以公积金弥补亏损；审议通过的应当自股东会做出弥补亏损决议之日起 30 日内通知债权人或向社会公告；在财务报表未分配利润项下单独披露使用资本公积金弥补亏损的数额，上市公司可在弥补亏损后最新一期财务报表（半年报或年报）中列报该信息。

• 对以非货币财产作价出资提出的财务要求：

- 1) 明确接受股东以实物、知识产权、土地使用权、股权、债权等可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产出资的，应当按照《财政部 工商总局关于加强以非货币财产出资的评估管理若干问题的通知》（财企〔2009〕46 号）有关规定进行资产评估，并按照设立、增资、合并、分立等事项的相关规定履行内部决策程序；
- 2) 明确对股东投入的非货币资产，公司应当结合资产特点，充分关注可能影响资产权益实现的各类因素，必要时可以取得法律意见书。

• 原外商投资企业计提的储备基金、企业发展基金、职工奖励及福利基金余额处理问题：

による出資」、および「債務代位弁済、債務免除の方式、又は通貨、現物、知的財産権、土地使用権の寄付による方式による資本的投入」。但し、特定株主専用又は用途限定の積立金は、権利者の同意が必要。付帯条件により増加した積立金の金額が変動する可能性がある場合、金額が確定してから欠損を補填しなければならない。

- 2) 時間とエビデンスを明確化：積立金で欠損を補填する場合、当該会社の監査済み前年度（2024 年度以前でないもの）の個別財務会計諸表を根拠とし、期末未分配利益の負数をゼロまで補填することを限度とする。
- 3) 積立金で欠損を補填する手続きを明確化：董事会決議を形成し、株主会に提出し、審議を求める。株主会の審議が通らなかった場合、会社は積立金で欠損を補填してはならない。審議が通った場合、株主会が積立金欠損補填決議を行った日から 30 日以内に債権者に通知するか、社会に公告しなければならない。。財務諸表の「未処分利益」項目において積立金による欠損補填金額を単独で開示しなければならない。上場企業は補填後直近の財務諸表（中間／年度）で当該情報を開示することができる。

• 非通貨財産による出資に関する財務要求

- 1) 株主が現物、知的財産権、土地使用権、出資持分、債権等の通貨で評価可能且つ法に基づき譲渡可能な非通貨財産による出資を受け入れる場合、「財政部 工商総局の非通貨財産出資の評価管理強化の若干の問題に関する通知」（財企〔2009〕46 号）の関連規定に基づき資産評価を実施し、且つ設立、増資、合併、分割等の事項に関する規定に基づき内部決定手続を履行しなければならない。
- 2) 株主が投入した非通貨資産に対し、会社は資産の特徴を踏まえ、資産権益の実現に影響を与える可能性のある各種要素に十分に注意を払い、必要時には法律意見書を取得することができる。

• 外商投資企業の準備基金、企業發展基金、従業員獎勵福利基金殘額の引当處理に関する問題

- 1) 外商投资企业由提取储备基金、企业发展基金转为提取法定公积金、任意公积金；原储备基金结余转为法定公积金，企业发展基金结余转为任意公积金；
- 2) 外商投资企业原计提的职工奖励及福利基金按照提取时确定的用途、使用条件、程序使用；清算时结余并入公积金，其中结余的中方职工保险福利费并入应付职工福利费；
- 3) 明确外商投资企业自 2025 年 1 月 1 日起不再计提储备基金、企业发展基金、职工奖励及福利基金。2025 年 1 月 1 日后计提的应予冲回。

- 1) 外商投資企業は、準備基金、企業発展基金の積立から、法定積立金、任意積立金の積立へ変更する。既存の準備基金残高は法定積立金へ転換し、企業発展基金残高は任意積立金へ転換する。
- 2) 外商投資企業が積立した従業員の奨励福利基金については、積立時に確定した用途、使用条件、手順に従い使用する。清算時には残高を積立金に編入し、その中の中国籍従業員向け保険福利費の残高は未払福利費に組み入れる。
- 3) 外商投資企業は 2025 年 1 月 1 日以降、準備基金、企業発展基金、従業員奨励福利基金の積立を停止する。2025 年 1 月 1 日以降に積み立てたものは遡及修正しなければならない。

近期热点 Recent Hot Topics

- 有限合伙企业的利润分配金额是否可以超过账面未分配利润总额？
- 近期较多境内自然人收到关于对其近 3 年取得的境外所得进行纳税申报的通知，对此自然人应如何应对？
- 2020 年以后，外商投资企业的投资总额不再要求进行备案，外商投资企业是否还可以投注差模式借用外债？企业应如何证明自己的投资总额？

トピックス

- 有限責任パートナー企業の利益分配額は、帳簿上の未分配利益総額を超えることは可能でしょうか？
- 最近、多くの境内居住自然人が、過去 3 年間に取得した境外所得に関する納税申告の通知を受けているが、これに対し、どのように対応すべきでしょうか？
- 2020 年以降、外商投資企業は投資総額に関する届出が不要となったが、引き続き「投注差」モードで外債を調達できるか？また、企業自身の投資総額をどのように証明すべきでしょうか？

ご質問などございましたら、下記の連絡先までお気軽にお問い合わせくださいませ。

範 蓉 (Jane)

法務部責任者

☎ 135-0177-7091

✉ fanrong@seahonor.com

黄 屹 (Lucy)

財税部責任者

☎ 137-6193-2188

✉ huangyi@seahonor.com

陳 泓 (Nikko)

日本デスク責任者

☎ 186-2191-6721

✉ chenhong@seahonor.com

蘇 小芳 (Cynthia)

税務サービス連絡窓口

☎ 138-1853-0811

✉ suxiaofang@seahonor.com

田 方 (Tiffany)

会計サービス連絡窓口

☎ 138-1609-0515

✉ tianfang@seahonor.com

顧 敏 (Minnie)

人事サービス連絡窓口

☎ 139-1713-2663

✉ gumin@seahonor.com